「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 - 新旧対照表 - (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

	(ト級部分は改正部分)		
改正後	現行		
雇児発第 0312001 号	雇児発第 0312001 号		
社援発第 0312001 号	社援発第 0312001 号		
老 発 第0312001 号	老 発 第0312001 号		
平成 16 年 3 月 12 日	平成 16 年 3 月 12 目		
(最終改正: 令和7年3月31日)	(最終改正: 平成 29 年 3 月 29 日)		
都道府県知事	都道府県知事		
各 指定都市市長 殿	各 指定都市市長 殿		
中核市市長	中核市市長		
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長		
厚生労働省社会・援護局長	厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長		
厚生労働省老健局長	厚生労働省老健局長		
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について		
社会福祉施設における運営費(措置費)(以下「運営費」という。)の	社会福祉施設における運営費(措置費)(以下「運営費」という。)の		
取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営	取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営		
費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・	費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・		
爰護局長、老健局長連名通知 (平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、│ 接護局長、老健局長連名通知 (平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 03120			
社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号) により行われてきたところで	こより行われてきたところで 社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号)により行われてきたところで		
あるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人(以下	あるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人(以下		
「法人」という。)の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のと	「法人」という。)の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のと		
おり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度(平成16年度分)	おり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度(平成16年度分)		
運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、	運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、		
周知徹底を図るようお願いする。	周知徹底を図るようお願いする。		

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 - 新旧対照表 - (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9 第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が 法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するもので あり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

 $1 \sim 5$ (略)

- 6 法人の事業経営に係る指導監督について (略)
- (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支 計算書については、会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年の 整合性についても審査を徹底されたいこと。 現行

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9 第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が 法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するもので あり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知 「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

 $1 \sim 5$ (略)

- 6 法人の事業経営に係る指導監督について (略)
- (1)法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、 厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支 計算書については、<u>各</u>会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年 の整合性についても審査を徹底されたいこと。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 - 新旧対照表 - (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

(別表1)

1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成12年10月25日社援第2395号)

改正後

- 2 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成19年4月26日障発第0426003号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号)
- 5 <u>女性自立支援施設指導監査の実施について</u> (令和7年3月31日社援発0331第58号)

(別表2)

- 1 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)による身体障害者社会参加支援施設(視聴覚障害者情報提供施設に限る。)
- 3 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉施設(養護老人ホームに限る。)
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第 52号)による女性自立支援施設
- 5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業を行うための施設及び小規模住居型児童養育事業を行うための施設(以下「ファミリーホーム」という。)

(別表1)

1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成12年10月25日社援第2395号)

現行

- 2 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成19年4月26日障発第0426003号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について (平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号)

(新設)

(別表2)

- 1 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- 2 身体障害者福祉法 (昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号) による 身体障害者社会参加支援施設 (視聴覚障害者情報提供施設に限る。)
- 3 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉 施設(養護老人ホームに限る。)
- 4 <u>売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号</u>) による<u>婦人保護</u> 施設
- 5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業(「児童自立生活援助事業の実施について」(平成10年4月22日雇児発第344号)に基づく事業)を行うための施設(以下「自立援助ホーム」という。)及び小規模住居型児童養育事業(「小規模住居型児童養育事業の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331011号)に基づく事業)を行うための施設(以下「ファミリーホーム」という。)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」ー新旧対照表ー (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

(別表3)

1 生活保護関係施設

救護施設

更生施設

授産施設

宿所提供施設

2 老人福祉関係施設

老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設

次の事業を行うための施設

- ・ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12年9月27日老発第655号)
- 3 介護保険関係施設

介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 115 条の <u>45</u> に規定する地域支援事業を行うための施設

4 障害者関係施設

障害者支援施設

身体障害者社会参加支援施設

次の事業を行うための施設

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に規定す る障害福祉サービス及び同条第 18 項に規定する一般相談支援 事業並びに特定相談支援事業
- ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障 発第0801002号)

(別表3)

1 生活保護関係施設

救護施設

更生施設

授産施設

宿所提供施設

2 老人福祉関係施設

老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設

老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設

次の事業を行うための施設

- 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12年9月27日老発第655号)
- 3 介護保険関係施設

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の<u>38</u>に規定する地域支援事業を行うための施設

4 障害者関係施設

障害者支援施設

身体障害者社会参加支援施設

次の事業を行うための施設

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に規定す る障害福祉サービス及び同条第<u>16</u>項に規定する一般相談支援 事業並びに特定相談支援事業
- ・ 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障 発第0801002号)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 - 新旧対照表 - (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

		(下級的力)
改正後		現行
女性自立支援施設	5	婦人保護施設
児童福祉関係施設	6	児童福祉関係施設
助産施設		助産施設
乳児院		乳児院
母子生活支援施設		母子生活支援施設
保育所		保育所
児童館		児童館
児童養護施設		児童養護施設
障害児入所施設		障害児入所施設
児童心理治療施設		児童心理治療施設
児童自立支援施設		児童自立支援施設
児童家庭支援センター		児童家庭支援センター
里親支援センター		_(新設)_
児童自立生活援助事業を行うための施設		自立援助ホーム
ファミリーホーム		ファミリーホーム
次の事業を行うための施設		次の事業を行うための施設
・ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する障害児通所支援事業		・ 児童福祉法第6条の2第 <u>1</u> 項に規定する障害児通所支援事業
及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業		及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業
・ 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、		・ 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、
同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に		同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業 <u>及び</u> 同条第7項
規定する一時預かり事業 <u>、同条第 16 項に規定する社会的養護</u>		に規定する一時預かり事業
自立支援拠点事業、同条第 18 項に規定する妊産婦等生活援助		
事業及び同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業		
社会福祉関係施設	7	社会福祉関係施設
授産施設		授産施設
	女性自立支援施設 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター 児童自立生活援助事業を行うための施設 ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する障害児通所支援事業 及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業 ・ 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第16項に規定する社会的養護 自立支援拠点事業、同条第18項に規定する妊産婦等生活援助 事業及び同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業 社会福祉関係施設	女性自立支援施設 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助事業を行うための施設 ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 ・ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する障害児通所支援事業 及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業 ・ 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第18項に規定する妊産婦等生活援助事業及び同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業 社会福祉関係施設